

確定申告

個人市民税・県民税

申告は3月16日(月)までに

確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間の所得と、それに対する税金を正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)があります。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。

◆所得税および復興特別所得税などの確定申告に関すること

刈谷税務署
☎2116211

※電話は自動音声により案内しておりますので、問合せ内容に合った番号を選択してください。

◆市民税・県民税申告に関すること

困務グループ(市民税担当)
☎5211111(内線246・247・253)

◆刈谷税務署
確定申告会場のご案内

とき 2月13日(金)～3月16日(月)
(土・日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

※2月22日(日)・3月1日(日)は開設

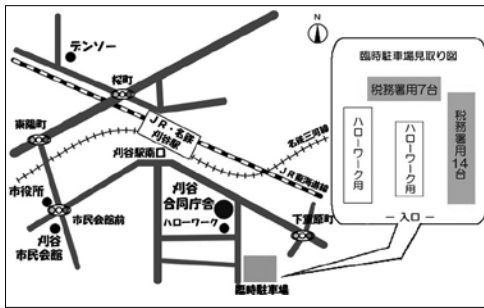
します。
※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに来場してください。

ところ 刈谷税務署

刈谷市若松町1丁目46番地1
(刈谷合同庁舎内)

※申告会場では、パソコンを利用した申告書の作成指導などを行っています。

臨時駐車場 2月2日(月)～3月31日(火)にかぎり利用可能。駐車可能台数21台で大変混雑が予想されます。公共交通機関を利用してください。



税務署および臨時駐車場案内図

◆申告期限

・申告所得税および復興特別所得税：3月16日(月)

・消費税および地方消費税：

3月31日(火)
・贈与税：3月16日(月)
◆復興特別所得税の記載漏れに注意してください

還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

復興特別所得税は、平成25年分～平成49年分の各年分の基準所得税額に21%の税率を乗じて計算します。

◆e・Taxで所得税・復興特別所得税・消費税・地方消費税・贈与税の申告

e・Taxの利用には、電子証明書(手数料が必要)、ICカードリーダーの購入など事前準備が必要です。

住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・番号制度の導入にとまねい、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている方の国税に関する相談は最寄りの税務署で行うことができます。

◆記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ず